

I 作業環境測定について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基 準
労働安全衛生法に規定する作業場	労働安全衛生法	作業環境測定基準

労働安全衛生法に規定する作業場（例えば塗装、溶接、研磨等を行う作業場）においては、作業環境測定を行うことは義務となっています。

作業場の種類に応じて、空気中の粉じんの濃度や鉛、有機溶剤等の濃度について測定いたします。

また測定頻度は、作業場ごとにそれぞれ異なります。

	作業場	測定対象
○	土石、鉱物等の粉じんを著しく発散する屋内作業場 暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場 著しい騒音を発する屋内作業場	粉じん濃度等 気温、湿度およびふく射熱等価騒音レベル
	坑内作業場 炭酸ガスが停滞する作業場 28℃を超える作業場 通気設備のある作業場	炭酸ガス濃度 気温 通気量
○	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の事務所 ●（参考）事務所の室の建築、大規模の修繕や模様替えを行ったとき	一酸化炭素、二酸化炭素の含有率、 温湿度等 ●ホルムアルデヒドの量
	□ 放射線業務を行う作業場 放射線業務を行う管理区域 放射性物質取扱作業場 坑内の核原料物質の採掘を行う作業場	外部放射線による線量当量率等 放射性物質濃度 放射性物質濃度
○	第1類、第2類特定化学物質を製造し、 取扱う屋内作業場など 石綿等を取扱う屋内作業場	第1類物質、第2類物質濃度等 石綿濃度
○	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛濃度
	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の作業場	第1種酸素欠乏危険作業場の酸素濃度 第2種酸素欠乏危険作業場の酸素、 硫化水素濃度
○	第1種、第2種有機溶剤を製造し、 取扱う屋内作業場	有機溶剤濃度

備考 ①○印は指定作業場、□印は作業環境評価基準の適用される作業場を示す。

②●印は事務所衛生基準規則によるもの。

（注）①設備を変更し、または作業工程若しくは作業方法を変更した場合には、

遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。

②放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているとき、
または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内ごとに1回。

③特定の物については30年間。

管 理 濃 度

物の種類	管理濃度
土石、岩石、鉱物、金属 または炭素の粉じん	$E=3.0/1.19Q+1$ (mg/m ³) Q: 当該粉じんの遊離けい 酸含有率(単位パーセント)
アクリルアミド	0.1mg/m ³
アクリロニトリル	2ppm
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基または エチル基である物に限る)	水銀として0.01mg/m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
塩化ビニル	2ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³
オルトーフタロジニトリル	0.01mg/m ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m ³
クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³
コールタール	ベンゼン 可溶性成分として 0.2mg/m ³
酸化プロピレン	2ppm
シアン化カリウム	シアンとして3mg/m ³
シアン化水素	3ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m ³
3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノ ジフェニルメタン	0.005mg/m ³
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして0.005 mg/m ³
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く)	水銀として0.025 mg/m ³
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除 き、粉状の物に限る)	ニッケルとして0.1mg/m ³
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³
砒素及びその化合物 (アルシン及び 砒化ガリウムを除く)	砒素として0.003mg/m ³
弗化水素	0.5ppm
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m ³
ベンゼン	1ppm
ペンタクロルフェノール(PCP) 及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールと して0.5 mg/m ³
ホルムアルデヒド	0.1ppm
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして0.2mg/m ³

物の種類	管理濃度
エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノ- ルマル-ブチルエーテル (ブチルセロソルブ)	25ppm
エチレングリコールモノメチル エーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
キシレン	50ppm
クレゾール	5ppm
クロルベンゼン	10ppm
クロロホルム	3ppm
酢酸イソブチル	150ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸イソペンチル (酢酸イソアミル)	50ppm
酢酸エチル	200ppm
酢酸ノルマル-ブチル	150ppm
酢酸ノルマル-プロピル	200ppm
酢酸ノルマル-ペンチル (酢酸ノルマル-アミル)	50ppm
酢酸メチル	200ppm
四塩化炭素	5ppm
シクロヘキサノール	25ppm
シクロヘキサノン	20ppm
1,4-ジオキサン	10ppm
1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	10ppm
1,2-ジクロロエチレン (二塩化アセチレン)	150ppm
ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm
N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
スチレン	20ppm
1,1,2,2-テトラクロロエタン (四塩化アセチレン)	1ppm
テトラクロロエチレン (パークロルエチレン)	50ppm
テトラヒドロフラン	50ppm
1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
二硫化炭素	1ppm
ノルマルヘキサン	40ppm
1-ブタノール	25ppm
2-ブタノール	100ppm
メタノール	200ppm

管 理 濃 度

物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
沃化メチル	2ppm	メチルイソブチルケトン	20ppm
硫化水素	1ppm	メチルエチルケトン	200ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm	メチルシクロヘキサノール	50ppm
石綿	5マイクロメートル以上の 繊維として0.15本/cm ³	メチルシクロヘキサノン	50ppm
鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m ³	メチルノルマルーブチルケトン	5ppm
アセトン	500ppm	ベンゾトリクロリド	0.05ppm
イソブチルアルコール	50ppm	1,2-ジクロロプロパン	1ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	0.1mg/m ³
イソペンチルアルコール (イソアミルアルコール)	100ppm	リフラクトリーセラミックファイバー	5 μ m以上の繊維 として0.3本/cm ³
エチルエーテル	400ppm	ナフタレン	10ppm
エチレングリコールモノエチル エーテル(セロソルブ)	5ppm	オルトトルイジン	1ppm
		三酸化ニアンチモン	0.1mg/m ³

※値は、温度25℃、1気圧の空気中における濃度を示す。